

項番	問合せ例	回答
1	当初調整給付とはどのような制度ですか。	本市ホームページ「定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付について」 をご確認ください
2	不足額給付の案内はどこから届きますか。	令和7年1月1日時点で住民登録のあった市区町村から届きます。 ただし、「個人住民税を課税している自治体」と「住民登録している自治体」とが異なる場合は、令和7年度個人住民税を課税している自治体から届きます。※令和7年度個人住民税が都城市で課税された方は、その後に住民登録を異動しても、不足額給付を支給する自治体は、本市のままです。
3	私は不足額給付の対象になりますか。	不足額給付の対象と思われる方には、令和7年8月中旬以降順次(予定)、書類を送付予定しております。 ただし、対象要件により申請が必要な方もいますので、今後ホームページにてお知らせいたします。 ※受付開始(令和7年8月中旬を予定)までは、対象となるか等の個別案件についてはお答えできませんので、御了承ください。 具体的な受付開始時期及び申請の手続き等につきましては、詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせしますので、今しばらくお待ちください。
4	不足額給付は、課税または差押をされることがありますか。	不足額給付は課税されません。また、差押禁止の対象となります。
5	令和5年12月31日時点では無職(収入無し)で親の扶養に入っていました。令和6年から就職して、令和6年分所得税が課税されましたが、不足額給付の対象になりますか。	令和5年中は無収入だった場合でも令和6年分所得税が課税された場合は、所得税が定額減税の対象となります。また、住民税分の不足額給付が受けられると思われれます。さらに、令和6年分所得税においても減税しきれなかった場合は、あわせて不足額給付の対象となります。
6	令和6年度当初調整給付の案内が届いていましたが、申請をし忘れていました。未受給の令和6年度当初調整給付の分も合わせて不足額給付として受給できますか。	当初調整給付を受給していなくても、不足額給付を受けることはできます。ただし、不足額給付支給時に受け取ることができるのは不足額給付支給分のみであり、未受給の令和6年度当初調整給付分を受給することはできません。

項番	問合せ例	回答
7	年末調整(確定申告)により、当初調整給付を多く受給していたことが判明しましたが、超過額を返還する必要はありますか。	結果として、当初調整給付が本来受け取るべきだった金額を超えていた場合は、原則、返還の必要はありません。
8	基準日(未定)を過ぎてから申告し、所得税額が発生しましたが、定額減税しきれない額がありました。不足額給付はもらえますか。	事務処理基準日(未定)以降の期限後申告(修正申告)により不足額が判明した場合、不足額給付の再算定を行う予定はありません。期限内に所得の申告をしてください。事業者の場合は従業員の給与支払報告書の提出を必ずしてください。
9	令和5年度住民税が非課税であったため低所得世帯向けの7万円の給付金を受け取りましたが、不足額給付(住民税分)を受け取るには7万円の返還が必要でしょうか。	不足額給付は令和6年度の住民税をもとに算定されるのに対し、令和5年度の7万円給付金(もしくは均等割のみ課税世帯の10万円給付金)は令和5年度の住民税をもとに給付要件が判定されており、判定年度が異なることから、今回の定額減税に伴う不足額給付は、返還せずに重複して受給可能です。
10	令和6年度住民税が非課税であったため低所得世帯向けの10万円の給付金を受け取りましたが、修正申告で住民税所得割が課税になったことから、住民税において減税しきれない税額が発生した場合は不足額給付を受け取ることは可能ですか。	令和6年の低所得世帯向けの10万円給付金(新たに非課税・均等割のみ課税)は給付要件を満たさなくなることから、低所得世帯向けの給付金の返還が必要です。 なお、低所得世帯向けの給付金を返還した場合は不足額給付金を受け取ることが可能です。
11	令和6年度住民税が非課税であったため低所得世帯向けの10万円の給付金を受け取りましたが(住民税非課税であることに変更なし)、令和6年中に収入があり、所得税において定額減税しきれない額が発生しました。不足額給付を受けることはできますか。	令和6年の低所得世帯向けの10万円給付金(新たに非課税・均等割のみ課税)と不足額給付は重複して受給可能です。
12	令和6年分の源泉徴収票に、「控除外額」が記載されていました。この金額が給付されますか。	控除外額は、所得税の定額減税可能額のうち令和6年分の所得税から控除しきれなかった額となります。源泉徴収票に記載されている控除外額の金額がそのまま給付されるとは限りません。すでに当初調整給付で定額減税しきれない額を一部措置されている場合や、確定申告をされることにより所得税額が源泉徴収票のもの異なる場合、また複数の所得がある場合など、さまざまなケースがあります。
13	子どもが生まれて扶養親族が増えました。給付額は変わりますか。	令和6年中に子どもが生まれて扶養親族が増えた場合、令和6年分の所得税の計算において減税対象となる扶養親族が1人増えているのであれば、減税額が変わります。 一方、令和7年中に子どもが生まれて扶養親族が増えた場合は、令和7年中の所得税の計算においては、扶養の状況は令和6年12月31日の状況を参照するため、令和7年中に扶養親族が増えたとしても、不足額給付の対象になりません。 ※扶養の状況等について、詳細は市民税課にお問い合わせください。

項番	問合せ例	回答
14	令和6年中に扶養していた親族が死亡により減りました。給付額は変わりますか。	その年中に死亡した場合は、その年の最後の日ではなく、死亡した日に扶養していたかどうかで扶養控除の有無が決まります。死亡した日の時点で扶養していたのであれば、令和6年分の所得税の計算において扶養の状況は変わらず、給付額は変わりません。 ※扶養の状況等について、詳細は市民税課にお問い合わせください。
15	外国人技能実習生等で、租税条約に基づいて給与所得には課税の免除が適用されています。不足額給付を受給できますか。	租税条約の適用により課税所得がなく、令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割額ともに税額がない場合は定額減税の対象外となり、源泉徴収票に記載があった場合でも、不足額給付の支給対象とはなりません。
16	令和6年中に海外から転入し、令和6年分所得税が発生しました。定額減税が引ききれなかった場合は不足額給付の対象となりますか。	令和7年1月1日時点で都城市に住所がある方であれば、令和6年1月1日以降に国外から転入していた場合でも不足額給付の対象となる可能性があります。ただし、その場合は個人住民税分の1万円は含まれず、所得税分の3万円のみを基礎として不足額給付額を算定します。
17	令和5年度及び令和6年度の低所得世帯向け給付金も受給しておらず、減税も受けていない。扶養にも取られていないため何の恩恵も受けていないが、給付対象となりますか。	不足額給付2において、以下の給付要件を全て満たしている者に対して、1人あたり原則4万円(定額)を支給します。 【要件】 1. 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割額ともに定額減税前税額が0円である(本人として定額減税の対象外) 2. 税制度上、扶養親族の対象外である(⇒青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額48万超の方) ※扶養親族等としても定額減税の対象外 3. 低所得世帯向け給付(注1)対象世帯の世帯主、世帯員に該当しない (注1)低所得世帯向け給付とは以下のいずれかを指します。 令和5年度非課税世帯への給付(7万円) 令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円) 令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税世帯となった世帯への給付(10万円)
18	令和5年中と令和6年中の所得税の合計所得金額はそれぞれ48万円超ですが、各種控除を適用した結果、令和6年度個人住民税所得割額及び令和6年分所得税額はともに0円です(個人住民税所得割・所得税ともに定額減税前)。【不足額給付2】の支給はありますか。	原則として、合計所得金額が48万円超の方で所得税や個人住民税所得割が生じている方は、ご自身が定額減税の対象となりますが、各種控除の適用により所得税、個人住民税所得割の税額がいずれもないことによって本人としての定額減税が受けられず、扶養親族等としての定額減税の対象にも制度上含まれない方については、1人あたり原則4万円の支援が行われるよう【不足額給付2】の対象としています。 (注)当初調整給付や低所得世帯向け世帯給付(住民税非課税世帯への給付等)を受給している場合は【不足額給付2】の給付対象とはなりません。

項番	問合せ例	回答
19	<p>令和5年中、令和6年中ともに納税者である配偶者の専従者です。私自身が令和6年分所得税・令和6年度個人住民税ともに非課税です。この場合、不足額給付2はもらえますか。</p>	<p>令和5年度(非課税世帯7万円、均等割のみ課税世帯10万円)及び令和6年度(非課税・均等割のみ課税世帯10万円)の給付金を受給していない場合、【不足額給付2】に該当する可能性があります。</p>
20	<p>令和5年中も令和6年中も、事業専従者でした。令和6年度個人住民税所得割も令和6年分所得税も非課税ですが、世帯内に課税者がいるため低所得世帯向け給付の対象ではありませんでした。この場合は【不足額給付2】の対象に該当すると思いますが、専従主の令和5年中と令和6年中の合計所得金額が1,805万円を超えている場合は、どうなるのでしょうか。</p>	<p>専従主が所得税及び個人住民税の定額減税の対象とならないため、【不足額給付2】の対象とはなりません。 なお、専従主の令和5年中と令和6年中の合計所得金額が1,805万円を超えていない場合は、【不足額給付2】に該当する可能性があります。</p>